

小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

平成31年4月1日
30小環第1442号

(通則)

第1条 小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、住宅用地球温暖化対策設備を設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、家庭の効率的なエネルギー利用を促進し、もって地球温暖化防止及び脱炭素社会の形成並びに市民の環境に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表第1住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、申請日時点において同表要件の欄に掲げる要件を満たすもの（以下「設備」という。）のいずれかを設置する個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第13条に規定する実績報告書を提出する日において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る住宅の所在地で住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者（転入者にあつては、転入前の市町村において、当該市町村税を滞納していない者）
- (3) 交付の申請をする設備において、当該者と生計を一にする者が当該設備に対する補助を受けていない者
- (4) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者
- (5) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にな

い者

(くらしカーボンニュートラルへの入会)

第4条 住宅用太陽光発電設備(以下「太陽光発電」という。)、家庭用燃料電池システム(以下「燃料電池」という。)又は定置用リチウムイオン蓄電システム(以下「蓄電池」という。)の設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、「くらしカーボンニュートラルクラブ」に入会しなければならない。ただし、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認定制度(以下「J-クレジット制度」という。)に登録されているその他のプロジェクトに入会している場合は、この限りでない。

(補助事業)

第5条 補助事業は、4月1日から翌年3月15日までの間に、自らが所有し、かつ、居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。)に設備を設置すること、自らの居住の用に供するために住宅の新築をする者が当該住宅に設備を設置すること、第三者が所有する住宅に居住する者が当該所有者の承諾を得て当該住宅に設備を設置すること又は設備が設置された新築の建売住宅(以下「建売住宅」という。)を購入することとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表補助対象経費の欄に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第2補助の区分の欄に掲げる区分及び住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表補助金の額の欄に掲げる額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備の設置工事の着手前又は建売住宅の引渡し前に、あらかじめ小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電に係る設備の設置の場合にあっては、太陽電池モジュールの枚数及び発電出力が確認できる配置図
- (2) 燃料電池、家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）、蓄電池及び電気自動車等充給電設備（以下「V2H」という。）の設置の場合にあっては、当該設備の型式及び規格が明記されている製品仕様書
- (3) 新築の戸建住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（燃料電池を除く。以下同じ。）及び換気設備（以下「高性能外皮等」という。）の設置の場合にあっては、再エネ設備の容量が記載されているBELS（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）の評価書の写し又はZEH基準を満たすことを要件とする国の補助事業（以下「国のZEH支援事業」という。）について交付申請をしたことを証する書類（以下「評価書類等」という。）
- (4) 前号の高性能外皮等のうち、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領別表に規定する高性能外皮等Ⅱ（以下「GX高性能外皮等」という。）の設置の場合にあっては、再エネ設備の容量が記載されているBELSの評価書の写し又は国のZEH支援事業について交付申請をしたことを証する書類にGX ZEH水準（愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱別表2に規定するGX ZEH水準をいう。以下同じ。）の基準を満たすことが記載されている書類（以下「GX評価書類等」という。）
- (5) 設備の設置工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し（申請者本

人名義のものに限り、当該契約書により設備の設置について確認できないときは、当該設備の設置が確認できる補足書類を添えたもの)

(6) 補助対象経費等内訳書

(7) 設備を設置する住宅の全景の明瞭なカラー写真及び設置予定場所の明瞭なカラー写真

(8) 設備を設置する住宅及びその周辺が確認できる地図

(9) 納税証明書（3月以内に取得したもので、市町村税の滞納がないことが証明されているもの）

(10) 小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請に係る誓約書

(11) 申請者と建物の所有者が異なる場合は、住宅用地球温暖化対策設備設置に係る同意書

(12) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請が予算の範囲を超えるときは、当該申請の受付を停止することができる。

（決定の通知）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないこととしたときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請の取下げをしようとする者は、第9条の通知（以下「決定通知」という。）を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（工事の着手等）

第11条 決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定通知を受けた日以後に設備に係る設置工事に着手し、又は建売住宅の引

渡しを受けるものとする。

(計画変更等)

第12条 補助事業者は、決定通知を受けた後において次の各号のいずれかに該当する計画の変更を行うときは、設備に係る設置工事に着手する前に、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更承認申請書(以下「計画変更承認申請書」という。)に交付申請時に添付した書類のうち変更となる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の増減

(2) 補助対象経費等内訳書のうち補助対象経費、設備の型式又は設置数の変更

(3) 設備の設置場所又は配置の変更

(4) 設備の設置の中止

(5) 太陽光発電で発電した電力の消費方法の変更

(6) 高性能外皮等又はGX高性能外皮等の仕様の変更に伴う、変更後の住宅性能が分かる評価書類等又はGX評価書類等の変更

(7) その他市長が必要と認めるもの

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書(様式第2)」とあるのは、「小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更承認通知書」と読み替えるものとする。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、別表第3住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表補助事業完了日の欄に掲げる日から30日以内若しくは市長が別に定める日又は決定通知を受けた年度の3月15日(この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その直前の日曜日等でない日)までのいずれか早い日までに、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書(以下「実績報告書」

という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置に係る補助対象経費の金額の支払が確認できる領収書の写し
- (2) 別表第3住宅用地球温暖化対策設備の欄に掲げる設備に応じ、同表添付書類の欄に掲げる書類
- (3) 設備を設置した住宅に居住していることを示す住民票の写し(3月以内に取得したものであること。)(住民基本台帳に関する公簿を閲覧されることに同意した場合は、これを省略することができる。)
- (4) 補助金を受けて太陽光発電、燃料電池又は蓄電池のいずれかを設置した場合は、くらしカーボンニュートラルクラブ入会申込書。ただし、補助金の申請書においてJ-クレジット制度のその他のプロジェクトを選択した場合は、その他のプロジェクトに入会していることを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
(決定の取消し)

第14条 市長は、規則第15条第1項の規定のほか、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付取消決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者にその返還を命ずるものとする。

(額の確定)

第15条 市長は、補助金の額を確定したときは、小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して20日以内に小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書(以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、最終請求日は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月22日(この日が日曜日等に当たるときは、その直前の日曜日等でない日)とする。

2 市長は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(財産の処分制限)

第17条 補助事業者は、別表第3に掲げる補助事業完了日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を補助金の交付目的に反して、使用、譲渡、交換、取壊し又は貸付けをしてはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ任意の様式に処分の理由等必要事項を記載した書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象設備を処分等する場合は、事後の提出でよいものとする。

3 補助事業者は、取得財産の処分等により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

4 市長は、第2項による提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、当該補助事業者の小牧市住宅用地球温暖化対策設置補助金に係る財産処分承認通知書により通知するものとする。

(補助事業者の協力)

第18条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて設備に関するデータ

の提供その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(小牧市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 小牧市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成18年3月28日17小環政第1759号)は、廃止する。

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則(令和元年31小環第491号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年31小環第1764号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2小環第1417号)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱、小牧市民家防音事業補助金交付要綱及び小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱、小牧市民家防音事業補助金交付要綱及び小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和3年2小環第1916号)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の

小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和４年３小環第１８６２号）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る交付については、なお従前の例による。

附 則（令和５年４小環第２０８８号）

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る交付については、なお従前の例による。

附 則（令和６年５小ゼ第３０７号）

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第１に限る。）は、改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和７年６小ゼ第４５０号）

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 改正後の小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る交付については、なお従前の例による。

附 則（令和８年７小ゼ第７９９号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第 1 (第 3 条、第 6 条関係)

住宅用地球温暖化対策設備	要件	補助対象経費
太陽光発電	<p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる太陽光発電であること。</p> <p>(3) HEMS及び蓄電池、V2H、高性能外皮等又はGX高性能外皮等を同時に設置するものであること。</p>	<p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器(サービスブレーカー)、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線及び配線器具の購入及び設置工事に関する費用</p>
燃料電池	<p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる燃料電池であること。</p>	<p>燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品(リモコン、配管カバー、燃料電池試運転に係る費用等)、配線、配線器具、配管及び配管器具の購入及び設置工事に関する費用</p>
HEMS	<p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となるHEMSであること。</p>	<p>データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線及び配線器具の購入及び設置工事に関する費用</p>
蓄電池	<p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる蓄電池であること。</p>	<p>リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)で構成される設備の購入及び設置工事に関する費用</p>

V 2 H	<p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となるV 2 Hであること。</p>	<p>V 2 H本体及び付属品(充電コネクタ、ケーブル等)の購入及び設置工事に関する費用</p>
<p>高性能外皮等 又はG X高性能外皮等</p>	<p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる設備であること。</p>	<p>(1) 高断熱外皮については、外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓(ガラス、サッシ)の購入及び設置工事に関する費用</p> <p>(2) 空調設備については、冷暖房設備の熱源機及び室内機(エアコン)の購入及び設置工事に関する費用</p> <p>(3) 給湯設備については、給湯設備の熱源機及び貯湯タンクの購入及び設置工事に関する費用</p> <p>(4) 換気設備については、換気設備(24時間換気設備)の本体の購入及び設置工事に関する費用</p>

別表第2（第7条関係）

補助の区分	住宅用地球温暖化対策設備	補助金の額
単体補助	燃料電池	補助対象経費の額又は100,000円のいずれか低い額
	H E M S	補助対象経費の額又は10,000円のいずれか低い額
	蓄電池	補助対象経費の額又は150,000円のいずれか低い額
	V 2 H	補助対象経費の額又は50,000円のいずれか低い額
一体的導入補助（太陽光発電及びH E M S並びに蓄電池、V 2 H、高性能外皮等又はG X高性能外皮等を同時に設置する場合の補助の区分をいう。）	太陽光発電 H E M S 蓄電池	太陽光発電に係る補助対象経費の額又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力（単位はkWとし、小数点以下第2位未満を切り捨てた値（出力4kWを超える場合は、4kW）。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）のいずれか低い額に、単体補助の項に掲げるH E M S及び蓄電池の補助金の額を加えた額
	太陽光発電 H E M S V 2 H	太陽光発電に係る補助対象経費の額又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額のいずれか低い額に、単体補助の項に掲げるH E M S及びV 2 Hの補助金の額を加えた額

<p>太陽光発電 H E M S 高性能外皮等 (Z E H)</p>	<p>太陽光発電に係る補助対象経費の額 又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額のいずれか低い額に、単体補助の項に掲げるH E M S の補助金の額及び100,000円又は高性能外皮等の設置に係る補助対象経費の額のいずれか低い額を加えた額</p>
<p>太陽光発電 H E M S G X 高性能外皮等 (G X Z E H 水準)</p>	<p>太陽光発電に係る補助対象経費の額 又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額のいずれか低い額に、単体補助の項に掲げるH E M S の補助金の額及び400,000円又はG X 高性能外皮等の設置に係る補助対象経費の額のいずれか低い額を加えた額</p>

別表第3（第13条関係）

住宅用地球温暖化対策設備	添付書類	補助事業完了日
太陽光発電	<p>(1) 固定価格買取制度(以下「FIT」という。)を利用しない場合は太陽電池モジュールの保証書の写し(保証の開始日が確認できるものに限る。以下同じ。)</p> <p>(2) 次に掲げる明瞭なカラー写真</p> <p>ア 設置した住宅等の全景</p> <p>イ 太陽電池モジュールの設置状態(設置された太陽電池モジュール全ての枚数)が確認できるもの(明瞭なカラー写真の添付が難しい場合は出力対比表など太陽電池モジュール枚数が確認できるものの写しを添付すること。)</p> <p>ウ パワーコンディショナ(インバータ及び保護装置)の型式が確認できるもの</p> <p>エ 住宅以外の建物等に当該太陽電池モジュールを設置した場合は、</p>	<p>補助対象経費の支払が完了した日、住宅の引渡し日、住所を定めた日又は認定通知書の認定日(系統への逆流を行わない場合はこの限りではない。以下同じ。)のいずれか遅い日</p>

	<p>その連系点</p> <p>(3) 余剰売電し、F I Tを利用する場合はF I Tに係る認定通知書等の設備認定が確認できる書類(以下「認定通知書」という。)の写し</p> <p>(4) 余剰売電し、F I Tを利用しない場合は電力会社の発行する「系統連系に係る契約のご案内」及び電力受給契約を確認できる書類の写し</p> <p>(5) 余剰売電しない場合は、太陽電池が屋内電源の配線につながっていることがわかる図面</p>	
燃料電池	<p>(1) 燃料電池本体の明瞭なカラー写真並びに燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できる明瞭なカラー写真</p> <p>(2) 設備の保証書の写し</p>	補助対象経費の支払が完了した日、設備の保証書に記載されている保証の開始日、住宅の引渡し日又は住所を定めた日のいずれか遅い日
H E M S	<p>(1) H E M S 本体の明瞭なカラー写真、本体に貼付されている型式が確認できる明瞭なカラー写真及び端末モニター等が起動している状態</p>	

	<p>が確認できる明瞭なカラー写真</p> <p>(2) 設備の保証書の写し</p>	
蓄電池	<p>(1) 蓄電池ユニットの明瞭なカラー写真並びに蓄電池ユニットに貼付されている型式及び製造番号が確認できる明瞭なカラー写真</p> <p>(2) 設備の保証書の写し</p>	
V 2 H	<p>(1) V 2 H本体の明瞭なカラー写真並びに本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できる明瞭なカラー写真</p> <p>(2) 設備の保証書の写し</p>	
高性能外皮等	<p>(1) 空調設備及び給湯設備の設置状況が確認できる本体の明瞭なカラー写真</p> <p>(2) 住宅の引渡証明書等の写し(引渡日が確認できる書類。以下同じ。)</p> <p>(3) 次に掲げる書類(交付申請時に国のZ E H支援事業に係る書類を提出した場合に限る。)</p> <p>ア 国のZ E H支援事業の補助金額確定通知書の写し</p> <p>イ 国のZ E H支援事業</p>	<p>補助対象経費の支払が完了した日、国のZ E H支援事業の補助金確定通知日、住宅の引渡し日又は住所を定めた日のいずれか遅い日</p>

	の完了報告の写し	
G X 高性能外皮等	<p>(1) 空調設備及び給湯設備の設置状況が確認できる本体の明瞭なカラー写真</p> <p>(2) 住宅の引渡証明書等の写し</p> <p>(3) 次に掲げる書類（交付申請時にG X Z E H水準の基準を満たす国のZ E H支援事業に係る書類を提出した場合に限る。）</p> <p>ア 国のZ E H支援事業の補助金額確定通知書の写し</p> <p>イ 国のZ E H支援事業の完了報告の写し</p>	